

入 札 公 告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

令和8年8月31日

福井市長 西 行 茂

記

1 一般競争入札（電子入札）に付する事項

- (1) 入札番号 2026090108
- (2) 業務名 福井駅西口広場定期清掃業務
- (3) 業務場所 福井市 中央1丁目 地係
- (4) 業務概要 仕様書のとおり
- (5) 履行期間 契約日から令和9年3月12日まで
- (6) 設計額又は積算額 1,720,000 円（消費税及び地方消費税相当分を除く。）
- (7) 入札方式 条件付き一般競争入札（事後審査型）
- (8) 最低制限価格 最低制限価格を定めるので、最低制限価格より低い価格をもって申込みをした者については失格とする。

2 入札に参加する者に必要な資格等

福井市競争入札参加資格者名簿に登録されている一般業務委託の登録部門	「屋外清掃」の部門
営業所の所在地区分	市内業者として登録されている者
その他の条件	この業務に必要な技術者等（設計書又は仕様書等に特に必要とする技術者の資格等が記載されている場合には、当該資格等を有する者に限る。）を配置できること。

3 入札参加資格の確認申請時の提出資料

開札の結果、第1順位の落札候補者となった者は、入札参加資格の確認申請時に、次の書類を提出すること。

- (1) 入札参加資格確認申請書（電子入札システムにより提出すること。）
- (2) 入札参加資格確認資料（電子入札システム、持参又は郵送のいずれかの方法により提出すること。）

・資本的関係又は人的関係に関する申告書 ※必ず提出すること。

・2のその他の条件に掲げる書類 ※該当する場合のみ提出すること。

- (3) 入札参加資格確認資料の書類目録

※(2)に掲げる入札参加資格確認資料の全てを電子入札システムにより提出する場合は、省略できる。

4 内訳書の提出

求めない。

※電子入札システムにより入札書を提出する際には、システム上の内訳書の項目に『入札添付ファイル』の添付が必須となる。そのため、入札書を提出する際に、入札情報サービスシステムの「説明文書等、設計図書等」に掲載している『入札添付ファイル』をダウンロードの上、商号又は名称、代表者職氏名及び業務名を入力したファイルを添付すること。

5 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
仕様書等の閲覧	令和8年8月31日（月） 午後4時から 令和8年9月25日（金） 午後4時まで	電子閲覧とする。
仕様書等に関する質問の受付	令和8年9月18日（金） 午後5時まで	一般業務一般競争入札（事後審査型）公告共通事項3のとおり。
仕様書等に関する質問に対する回答の閲覧	令和8年9月25日（金） 午後4時まで	電子閲覧とする。
入札	令和8年9月28日（月） 午前8時30分から午後5時まで 令和8年9月29日（火） 午前8時30分から午後4時まで	一般業務一般競争入札（事後審査型）公告共通事項4のとおり。 ※入札添付ファイルを入札書と同時に提出すること（紙入札者を除く。）。
開札	令和8年9月30日（水） 午前8時47分 福井市役所別館中2階入札室	電子入札システムによる。
入札参加資格確認申請書等の提出	令和8年9月30日（水） 午後1時から 令和8年10月1日（木） 午後4時まで	電子入札システムによる。 一般業務一般競争入札（事後審査型）公告共通事項9のとおり。

6 入札保証金
免除する。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをし、かつ、入札参加資格があると認められた者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者と決定する。

8 仕様書等の閲覧

この業務の仕様書等は、入札情報サービスシステムにより提供する。5に掲げる仕様書等の閲覧期間内に同システムによる閲覧が確認できない場合は、入札を無効とする。なお、印刷された仕様書等の閲覧及び配布は行わない。

9 留意事項

- (1) 入札に参加する者は、公告から落札者決定の時まで、福井市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 一般業務一般競争入札（事後審査型）公告共通事項7及び福井市電子入札運用基準第4条第3項に該当する場合等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 落札者が契約までに入札に関する条件を満たさなくなったときは、当該落札者との契約の締結は行わない。
- (4) 落札者は、落札者決定日の翌日から起算して5日（福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第48号）に定める市の休日を除く。）以内に、当該案件の契約を締結しなければならない。
- (5) 入札において、事故が起きた場合又は不正な行為があると認めた場合は、入札を延期し、又は中止し、若しくは取りやめるときがある。
- (6) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) この業務の契約においては、契約書の作成を要する。
- (8) 契約保証金については、契約金額の100分の10以上の額を契約締結時に納付しなければならない。ただし、福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）第112条の2の規定に基づく担保の提供があった場合、又は同規則第113条の規定に該当する場合は、納付を要しない。
- (9) 提出された入札書については、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 その他

- (1) 入札に参加する者は、次の規則等を熟読の上、これらを遵守すること。
 - ア 福井市財務会計規則
 - イ 福井市条件付き一般競争入札実施要領
 - ウ 一般業務一般競争入札（事後審査型）公告共通事項
 - エ 福井市電子入札運用基準
 - オ 電子入札心得
- (2) (1)の規則等は、福井市ホームページ内「入札の広場」（下記URL）に掲載している。

<http://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu/keiyaku/kyoutu/kisokumain.html>

- (3) 入札参加資格確認資料の様式は、福井市ホームページ内「入札の広場」の「様式ダウンロード」（下記URL）に掲載しているので、ダウンロードの上、使用すること。

<http://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu/syosiki/syosiki-download.html>

- (4) 最低制限価格の設定範囲

設計金額の78パーセントから82パーセントまでの範囲内

11 問合せ先

- (1) 入札手続に関すること（入札担当課）。

〒910-8511 福井県福井市大手3丁目10番1号

福井市契約課

電話番号：0776-20-5277

FAX番号：0776-20-5734

- (2) 業務の内容及び契約に関すること。

福井市都市整備課

電話番号：0776-20-5454